

## 表中

一〇〇分の九六・八四	一〇〇分の九六・一八	一〇〇分の九三・三〇	一〇〇分の九四・四八	一〇〇分の九六・八四	一〇〇分の九七・七〇
一〇〇分の九八・九九	一〇〇分の九八・八四	一〇〇分の九五・一九	一〇〇分の九八・一六	一〇〇分の九一・四九	一〇〇分の九八・八七
一〇〇分の九六・九五	一〇〇分の九六・九五	一〇〇分の九五・三〇	一〇〇分の九三・九五	一〇〇分の八四・六四	一〇〇分の九二・九三
一〇〇分の九九・四四	一〇〇分の九八・七二	一〇〇分の九五・八八	一〇〇分の九八・一七	一〇〇分の九五・九七	一〇〇分の九四・七一
一〇〇分の九六・九九	一〇〇分の九六・八六	一〇〇分の九五・一九	一〇〇分の九六・一九	一〇〇分の九五・一九	一〇〇分の九六・一二
一〇〇分の九五・八〇	一〇〇分の九五・八〇	一〇〇分の九五・二三	一〇〇分の九八・六七	一〇〇分の九八・六七	一〇〇分の九七・七〇

を

一〇〇分の九八・九九	一〇〇分の九八・八七	一〇〇分の九五・一九	一〇〇分の九八・一六	一〇〇分の九一・四九	一〇〇分の九八・八七
一〇〇分の九五・一四	一〇〇分の九八・四四	一〇〇分の九八・〇五	一〇〇分の九八・四五	一〇〇分の九一・〇五	一〇〇分の九八・四五
一〇〇分の九六・六七	一〇〇分の九五・四一	一〇〇分の九八・四五	一〇〇分の九五・四一	一〇〇分の九八・四五	一〇〇分の九五・四一
一〇〇分の九六・五二	一〇〇分の九六・五六	一〇〇分の九五・九二	一〇〇分の九五・九二	一〇〇分の九三・八七	一〇〇分の九二・四五
一〇〇分の九六・五二	一〇〇分の九六・五六	一〇〇分の九五・九二	一〇〇分の九五・九二	一〇〇分の九三・八七	一〇〇分の九二・四五

に改める。

## 表中

二三九	四八八	一〇六	二二九	八九	一八二	二五一	二〇二	八一	四〇五
一六四	八一三	一五、三五	八、七一三	七、六六八	七、六六八	六、八八二	六、八八二	二四、二〇〇	二四、二〇〇
四六	二〇二	一五、三五	三、四六七	三、四六七	三、四六七	二、一七八	二、一七八	一六、八五八	一六、八五八
一六七	一五五	一六、九五七	一、〇四八	一、〇四八	一、〇四八	三一四、八五〇	三一四、八五〇	二二六、七九〇	二二六、七九〇
六、四九五	六、四九五	六一、九五七	七、二四一	七、二四一	七、二四一	二、〇五八	二、〇五八	二、〇五八	二、〇五八
二、一二三	二、一二三	二、一二三	八二八	八二八	八二八	一、〇四八	一、〇四八	一、〇四八	一、〇四八
二、七五二	二、七五二	二、七五二	二一五、四八一	二一五、四八一	二一五、四八一	二、七五二	二、七五二	二、七五二	二、七五二
一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	五二七	五二七	五二七	五二七
二、五五七	二、五五七	二、五五七	二、五五七	二、五五七	二、五五七	三八、四二一	三八、四二一	三八、四二一	三八、四二一
二、五五七	二、五五七	二、五五七	二、五五七	二、五五七	二、五五七	二三三、六九〇	二三三、六九〇	二三三、六九〇	二三三、六九〇

を

二五	四六六	三四、二五六	三四、二五六	三四、二五六	三四、二五六	一二、六九一	一二、六九一	一二、六九一	一二、六九一
一三、七七三	一三、七七三	一三、七七三	一三、七七三	一三、七七三	一三、七七三	二四〇、二九九	二四〇、二九九	二四〇、二九九	二四〇、二九九
一四、九〇四	一四、九〇四	一四、九〇四	一四、九〇四	一四、九〇四	一四、九〇四	二八、八九六	二八、八九六	二八、八九六	二八、八九六
一二、六九一	一二、六九一	一二、六九一	一二、六九一	一二、六九一	一二、六九一	三七、六四四	三七、六四四	三七、六四四	三七、六四四
一二、六九一	一二、六九一	一二、六九一	一二、六九一	一二、六九一	一二、六九一	三四、四五四	三四、四五四	三四、四五四	三四、四五四

に改める。

○農林水産省 厚生労働省 経済産業省 告示第六号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第二百二十二号)第十一條  
第二項第二号ニの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一  
條第二項第一号ニに規定する主務大臣が定める量(平成八年十二月大蔵省農林水産省厚生労働省  
六号)の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。  
平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 麻生太郎  
農林水産大臣 田村憲久  
経済産業大臣 石原芳正  
環境大臣 伸晃敏充

○農林水産省、厚生労働省、経済産業省、告示第八号	第一項の規定に基づき、平成二十六年度以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画は、平成二十六年三月三十一日限り、廃止する。
○環境省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、告示第七号	第一項第三号の規定に基づき、平成十一年十二月大蔵省、農林水産省、通商産業省告示第十九号（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。
○財務省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、告示第六号	平成二十六年三月三十一日
○財務省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、告示第五号	第一項第三号の規定に基づき、平成十一年十二月大蔵省、農林水産省、通商産業省告示第十九号（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定めた量を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。
○環境省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、告示第八号	第一項の規定に基づき、平成二十六年度以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき公表し、平成二十六年四月一日から適用する。

1 各年度において再商品化がされる量の見込み	なお、平成二十三年農林水産省、厚生労働省、経済産業省、告示第一号（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年度以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画）は、平成二十六年三月三十一日限り、廃止する。
2 再商品化をするための施設の設置に関する事項	商産業省、令第一号。以下「規則」という。第四条第一号に定める分別基準適合物（以下「無色のガラス製容器に係る分別基準適合物」という。）
3 再商品化の具体的方策に関する事項	1 各年度において再商品化がされる量の見込み
4 その他再商品化の実施に関し重要な事項	平成二十六年度から平成三十年度までの各年度において再商品化がされる無色のガラス製容器に係る分別基準適合物（以下「無色のガラス製容器に係る分別基準適合物」といふ。）の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。
1 各年度において再商品化がされる量の見込み	一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、農林水産省、通商産業省告示第一号）
2 再商品化をするための施設の設置に関する事項	二 商産業省、令第一号。以下「規則」という。第四条第一号に定める分別基準適合物（以下「無色のガラス製容器に係る分別基準適合物」という。）
3 再商品化の具体的方策に関する事項	1 各年度において再商品化がされる量の見込み
4 その他再商品化の実施に関し重要な事項	平成二十六年度から平成三十年度までの各年度において再商品化がされる無色のガラス製容器に係る分別基準適合物（以下「無色のガラス製容器に係る分別基準適合物」といふ。）の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。